



新型コロナウイルス感染症に 関連する人権への配慮について

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、感染された方々やその家族、濃厚接触者、医療従事者等に対する誹謗中傷やインターネット上での心ない書き込みなどの事案が発生しています。この様な不確かな情報や誤解に基づく不当な差別、偏見、いじめ等はありません。

公的機関の提供する正確な情報を入手し、人権侵害につながることをないように、冷静な行動をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症に関する情報について

厚生労働省 [新型コロナウイルス感染症](#)



兵庫県



赤穂市 [新型コロナウイルス感染症](#)



人権に関する相談窓口

法務省の人権擁護機関(法務局)では、新型コロナウイルスに関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害にあった方からの人権相談を受け付けています。



みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)

電話番号:0570-003-110
(平日午前8時30分~午後5時15分)



外国語人権相談ダイヤル

電話番号:0570-090-911
(平日午前9時~午後5時)



子どもの人権110番

電話番号:0120-007-110
(平日午前8時30分~午後5時15分)



女性の人権ホットライン

電話番号:0570-070-810
(平日午前8時30分~午後5時15分)



インターネット
人権相談

(パソコン・スマートフォン・携帯電話から利用できます)



そのほかにも、
赤穂市ホームページでは
DV相談窓口などを紹介しています。

赤穂市 DV相談



赤穂市／赤穂市民民主促進協議会

(事務局 市民対話課 人権・男女共同参画係 TEL43-6818 FAX43-6810)